

広島県告示第九百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和七年十一月六日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町中溝二丁目三五七五番一地从先から 安芸郡熊野町呉地四丁目四四一番一地从先まで	旧	四・〇〇〇 二・二〇〇	一、〇八八・ 〇〇	
安芸郡熊野町中溝二丁目三五七五番一地从先から 安芸郡熊野町呉地四丁目四四一番一地从先まで	新	八・六〇〇 三・二〇〇	一、七八二・ 六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、〇二〇・ 〇〇メートル